

# 「消防用設備マイスター制度」をご活用ください。

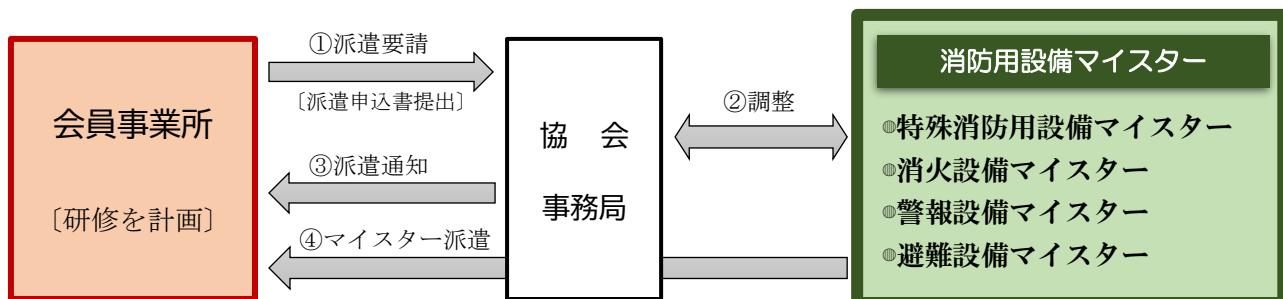
当協会では、現場経験の少ない若手職員等に対する教育の場を提供することで、会員事業所における教育時間や指導者不足などの課題が少しでも解消され、人材の育成に繋がっていくことを期待して技術者育成講習会などの各種事業を実施しているところです。

これらに加えて、この度、これまでの豊富な経験や専門的かつ高度な知識・技術を持つ消防設備士が、会員事業所の職員教育や研修会等に出向いて技術の指導・継承等を行うことにより、消防設備業界の将来の担い手の育成を図ることを目的として「消防用設備マイスター制度」の運用を開始しました。是非、ご活用ください。

## 活用内容（次のようなことに活用してください。）

- 会員事業所の職員研修（資質向上を目的とした研修等）
- 表示登録会員の消防用設備等点検業務の技術指導
- 協会が行う消防用設備等の技術者を養成する講習及び研修

## 活用方法（会員事業所からの派遣要請に基づき派遣します。）



- 「消防用設備マイスター」は、協会の構成団体から推薦された実務経験の豊富な消防設備士で、協会が定める消防用設備マイスター養成プログラムを修了し、理事長の認定を受けた方です。
- 現在（令和6年4月現在）、認定を受けたマイスターは「避難設備マイスター」と「警報設備マイスター」の2名です。今後、順次、各設備のマイスターを養成・認定していきます。  
※①の「派遣申込書」は、会員専用ホームページにあります。

## マイスター要請に係る留意事項

- 研修等の開催は、概ね5名以上で計画してください。（複数事業所での合同実施も可能です。）
- 研修等の時間は、原則、2時間以内としてください。
- 研修等の開催場所は、要請者で確保してください。（協会事務局の会議室も借用可能です。）
- マイスターの派遣費用は「無料」です。（講師料、旅費等は協会が負担します。）

一般財団法人 広島県消防設備協会

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ7階

☎ (082) 243-2002 URL : <http://www.ssk-hiroshima.jp/>